

## 農地中間管理事業の手数料徴収に関する考え方について

令和6年4月

公益財団法人福島県農業振興公社

- 本県では、農地保有合理化事業が創設された昭和40年代より、国・県の補助金だけでは公社の運営が困難であったことから、県の指導の下、公社が農地の売買・貸借等の事務を行う際に手数料をいただいております。
- その後、平成26年度に農地中間管理事業が開始され、事務量が著しく増大しましたが、その経費の全てを賄える額の補助金が配分されないことに加え、人件費の一部や公社運営経費など補助金対象外の経費もあり、公社では収益が得られる事業を実施していないことから、これら経費を賄うために手数料を活用しております。
- 今後は、農業経営基盤強化促進法等の改正による契約件数の増加に伴う事務量の増加に加え、賃借料に係る未収金処理などの付随業務が増加すると見込まれる一方で、国・県の財政状況等により補助金が減額されるおそれもあり、補助金で賄えない経費の更なる増加が想定されることから、円滑に事業を実施するため手数料の必要性はより一層高まるものと考えられます。
- なお、東北6県のうち本県を除く4県においても、財源確保のために現在手数料を徴収しており、残り1県も令和7年度から手数料を徴収することが決定しております。
- 一方で、公社においても手数料のあり方を検討してきており、手数料のうち解約手数料については、今後地域計画に沿った契約となるため、中途解約防止の役割を終えることから、令和5年度をもって廃止いたしました。
- 公社といたしましては、今後とも、効率的な運営に努めつつ、国・県に対し予算の確保・拡充を強く要望するとともに、手数料のあり方について検討してまいりますので、手数料をご負担いただくことについて、利用者の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

# 農地中間管理事業の手数料徴収に関する考え方について

令和6年4月  
公益財団法人福島県農業振興公社

## 手数料徴収の経過

|                                                         |                                                           |
|---------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 昭和40年代～<br>農地保有合理化事業                                    | 平成26年度～令和5年度<br>農地中間管理事業                                  |
| 国・県の補助金だけでは公社の運営が困難であったことから、県の指導の下、農地の売買・貸借等を行う際の手数料を徴収 | 事務量が著しく増大し、国・県の補助金だけでは必要経費の全てを賄えないため、手数料を徴収し、補助金対象外の経費に活用 |

## 今後の見通し

- 農業経営基盤強化促進法等の改正により、契約件数の増加に伴う事務量の増加に加え、賃借料の未収金処理等の業務も増加
- 国・県の財政状況等により補助金が減額される恐れ

→補助金で賄えない経費の更なる増加の懸念

**円滑に事業を実施するため、手数料の必要性は一層高まる**

東北他県でも、財源確保のために手数料を徴収  
(うち1県は令和7年度から徴収開始)

令和6年度～  
農地中間管理事業

公社の健全かつ  
安定的な運営のため、  
手数料徴収は継続

**解約手数料を廃止※**

※今後、地域計画に沿った契約となるため、解約手数料は中途解約防止の役割を終えることから、負担軽減のため廃止

公社といたしましては、今後とも、効率的な運営に努めつつ、国・県に対して予算の確保・拡充を強く要望するとともに、手数料のあり方について引き続き検討してまいりますので、  
利用者の皆様の御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。